

京都府保健医療計画の改定について

1 改定の趣旨

- 急速な少子・高齢化の進行や生活習慣病の増加などによる疾病構造の変化、医師の地域偏在等の課題に対応し、府民・患者の視点から、地域における保健医療資源の充実と、安全で良質な医療を提供する体制を整備していくために改定する。
- 京都府地域包括ケア構想（地域医療ビジョン）の具体化に向けた手段や対策について、「高齢者健康福祉計画」や「障害福祉計画」、「中期的な医療費の推移に関する見通し（医療費適正化計画）」との連携を図りながら明確化を図る。

2 次期計画の検討体制

- 府医療審議会に「計画部会」を設置（H29.5月設置）
- 個別テーマを検討する16協議会（ワーキンググループを含む）及び二次医療圏ごとの地域課題を検討する「地域保健医療協議会・地域医療構想調整会議」の重点課題を中心に次期の保健医療計画に取りまとめ

3 次期計画の基本と改定の主なポイント

- 基本となる3つの柱に沿って、これまでの取組の充実・強化と新たな課題等に対応

（1）地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備

- ・ 保健医療従事者における働きやすい環境づくりの視点での人材確保を推進

（2）患者本位の安心・安全な医療提供体制の確立

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、病院と施設の連携と医療従事者と介護従事者の多職種連携による在宅医療を推進
- ・ 医療的ケアが必要な児童等の地域生活を支援するため、保健・福祉等の多職種連携の支援体制を構築

（3）健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供

- ・ 生活習慣病予防、歯科・口腔ケア等のさらなる推進による健康寿命の延伸
- ・ 高齢者に特有のロコモティブシンドローム（運動機能の低下により要介護になりやすい状態）、フレイル（心身の活力低下による生活機能や認知機能が低下した状態）、肺炎等に対する介護予防と、高齢者の多様な社会参加の機会創出による健康づくりを推進
- ・ 精神疾患への対策を疾患別に定めるとともに地域生活への移行・定着を推進
- ・ 認知症に対する正しい理解を深めるとともに、重症化予防のための医療・介護の連携体制の構築と、就労・社会参加支援、家族への支援等を強化
- ・ 発達障害の医療体制の充実や高次脳機能障害者への相談機能等の充実

4 計画期間

- 地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険事業（支援）計画との整合性を確保する観点から、計画期間を6箇年とする（平成30年度～35年年度）

※現行計画は、5箇年（平成25年度～29年年度）